

# 感染症の予防の総合的な推進を図るための基本的な指針及び インフルエンザに関する特定感染症予防指針の改正について

## 1. 新型インフルエンザ対策の充実

### (1) 基本的考え方

- ・ 新型インフルエンザウイルスの出現の危険性が高まっている。
- ・ 発生状況等に応じて取るべき対応方針を決定する。

### (2) 抗インフルエンザウイルス薬の備蓄又は確保

- ・ 医療供給体制の確保、抗インフルエンザウイルス薬の備蓄又は確保を事前に行う。
- ・ 適切な役割分担のもとで、国及び都道府県がその備蓄又は確保を行う。
- ・ 都道府県感染症予防計画に、「大規模な感染症の発生に対応するための医薬品の備蓄又は確保に関する事項」を盛り込む。

### (3) 迅速な情報入手システムの確立

- ・ 都道府県は、インフルエンザの流行時にウイルス分離検査、ウイルス抗原検査を行う。
- ・ 都道府県は、新型インフルエンザが疑われる場合には、速やかに亜型確認を行う。

### (4) インフルエンザワクチンの供給のための事前準備

- ・ 出現が予測される新型インフルエンザに対するワクチン株の準備を行う。
- ・ インフルエンザワクチンの生産や供給が安全かつ迅速に行われるための体制の確保を着実に実施する。
- ・ 国内のワクチン製造業者は、新型インフルエンザを想定したワクチン開発を行う。
- ・ 国は、製剤化、非臨床試験、臨床試験に対し、開発支援を行う。
- ・ 国は、可能な限り迅速に薬事法に基づく承認審査を行う。

### (5) 先進国相互間の支援体制の強化

- ・ 国立感染症研究所が、情報等の分析を行うとともに、国立国際医療センター、大学等の研究機関と連携する。
- ・ アジア周辺諸国に対し、積極的に国際協力に取り組む。

## 2. 発生動向調査の充実・強化

### (1) 感染症の発生の予防

- ・ 最新の医学的知見に基づき、発生動向調査の実施方法を定期的に見直す。
- ・ 病原体調査等の整備について検討する。
- ・ 獣医師の届出を受けた都道府県知事等が動物等取扱業者に助言、指導等を行う機関と連携して積極的疫学調査を行う。
- ・ 地方衛生研究所が病原体情報を提供する。

### (2) 感染症のまん延の防止

- ・ 国際交流の進展に対応し、より一層、その内容を充実させることが求められている。
- ・ 積極的疫学調査が行われる場合として、
  - (i) 一類感染症～四類感染症の患者が発生した疑いがある場合、
  - (ii) 国内で発生していない感染症であって国外でまん延しているものが発生するおそれがある場合、
  - (iii) 動物が人に感染させるおそれがある感染症が発生するおそれがある場合等を追加。
- ・ 動物等取扱業者に助言、指導等を行う機関において、流行状況の把握、感染経路の究明を進めていく。

### 3. 感染症対策の広域的対応等

#### (1) 感染症の発生の予防

- ・蚊によって媒介される感染症対策（環境整備、普及啓発、発生動向調査、捕獲等）の充実

#### (2) 感染症のまん延の防止

- ・都道府県等において、SARS、痘そう等、感染力の強い感染症について、具体的な事例を想定し、搬送体制、医療提供体制等について、具体的な行動計画を策定することを追加。

#### (3) 感染症に係る医療を提供する体制の確保

- ・複数の都道府県が第一種感染症指定医療機関を共同で指定することが効率的である場合には、共同で指定できることを追加。
- ・複数の二次医療圏が第二種感染症指定医療機関を共同で確保する要件を追加。

#### (4) 感染症の病原体等の検査の実施体制及び検査能力の向上

- ・都道府県等において、各ブロック単位に、試験検査に関する相互の応援協定を定めるなど、必要な対応について、あらかじめ定めておくことを追加。
- ・2～5類感染症については、地方衛生研究所において、環境中の病原体又は動物に由来する病原体についても、その検出を可能とするよう、人材の養成及び必要な資器材の確保を行うことが重要であることを追加。

#### (5) 緊急時における感染症の発生の予防及びまん延の防止並びに医療の提

##### 供のための施策

- ・都道府県感染症予防計画の緊急時対応に関する記載事項として、
  - (i) 国又は他の地方公共団体から派遣された職員若しくは専門家の受け入れに関する事項、
  - (ii) 感染症のまん延を防止するため必要な情報の収集、公表に関する事項、
  - (iii) 緊急時の指揮命令系統に関する事項、
  - (iv) 対策本部の設置及び解散に関する事項、の4点を追加。